

2026~2027年度

クラブ活動計画書

クラブ活動計画書

令和8年7月

2026~2027年度



UNITE FOR GOOD
『持続可能な
インパクトを生み出そう』



『Rotary 共に学び 共に楽しむ』
「知・好・楽」

RI 第2780地区

大和中ロータリークラブ

会長 小柳 智 裕

事務局 大和市大和南2丁目1番1号

〒242-0016 大和中央ビル 301

TEL 046-262-1717

FAX 046-262-1818

幹事 土屋 大 輔

例会場 きらぼし銀行大和支店4F

E-mail naka-office@ynrc.jp

ホームページ <https://www.ynrc.jp/>

大和中ロータリークラブ

2026～2027年度

クラブ活動計画書

令和8年7月

2026～2027年度 国際ロータリーテーマ

UNITE FOR GOOD

『持続可能な インパクトを生み出そう』

RI会長 オンラインカ H. ババロラ

1月12日、米国フロリダ州オーランドで開催中の国際協議会でオンラインカ H. ババロラ国際ロータリー会長エレクトが講演し、クラブでの歓迎的な環境づくり、意義あるプロジェクトの実施、人生を変えるようなロータリーでの体験を通じて、「持続可能なインパクトを生み出そう」と呼びかけました。

「ロータリーは私たちを変えました。私たちという人間を形づくり、より良い人間にしてくれたのです。私たちは“世界を変える”ことをよく話題にします。ポリオ根絶や平和構築について語ります。しかし、ロータリーが自分自身をどう変えたかについては、あまり考えません」

ナイジェリアのトランス・アマディ・ロータリークラブの会員であるババロラ氏は、十代のときにローターアクトクラブで活動したことが、恵まれた環境で育ったことによる狭い視野から抜け出し、より広い世界を見るきっかけになったと語りました。その気づきは、地域社会の人びとに読み書きを教える活動など、クラブが生み出したインパクトを目のあたりにしたことでもたらされました。

「ロータリー会員である私たちは、より良い未来というビジョンを共有しています」とババロラ氏。「そのビジョンを現実にするには、自身の内なる変化を意識し、解き放たなければなりません。成果だけでなく、インパクトを重視すべきです」

変化とインパクトは同じではない、と述べた上で、ババロラ氏はこう続けました。「変化は始まりに過ぎません。インパクトこそが永続するのです」

【第 2780 地区活動方針】

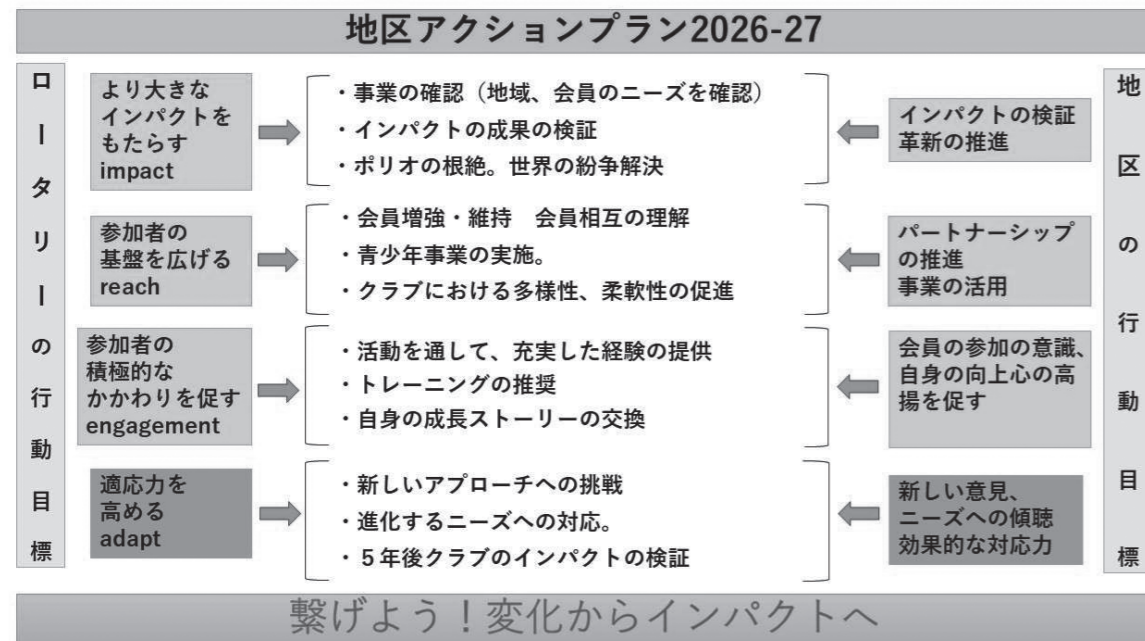


第 2780 地区ガバナー

中 込 仁 志 (鎌倉)

オンラインカ・H・ババロラ会長からのメッセージは、「持続可能なインパクト生み出そう」です。クラブ、会員が多様性を認識し、柔軟な対応力をより一層発揮し、たくさんの新しい仲間を増やす為に門戸を開き、多くの理解を得るために地域社会、会員の現況を見直し、積極的に変化をして行こうと言う内容です。

当地区は、一人でも多くの仲間を増やすこと、種々寄付への理解を深めることは勿論、様々な変化に対応し、意義ある良い変化を生み出すために「繋げよう！変化からインパクトへ」というビジョンのもと、皆様と有意義な1年を歩みたいと考えます。



【数値目標】

- ・会員増強 As Many As Possible(AMAP)
本年度は一人でも多くの方がロータリーに共感し楽しめるようにクラブ会長を中心としたクラブ会員の皆様と一体となって活動してまいります。
- ・寄附 (喜捨) 世界や地域の支援、青少年育成の貴重な財源となります。
 - ・ R財団 年次基金 : お一人 200\$ 以上
 - ポリオプラス : お一人 40\$ 以上
 - 恒久基金 : 地区で 100,000 \$ 以上 (ベネファクター)
(PHS、PPS への参加推進)
 - ・ 米山奨学会 : お一人 20,000 円以上

2026～2027年度 大和中ロータリークラブ 会長ターゲット

『Rotary 共に学び 共に楽しむ』 「知・好・楽」

大和中RC会長 小柳智裕

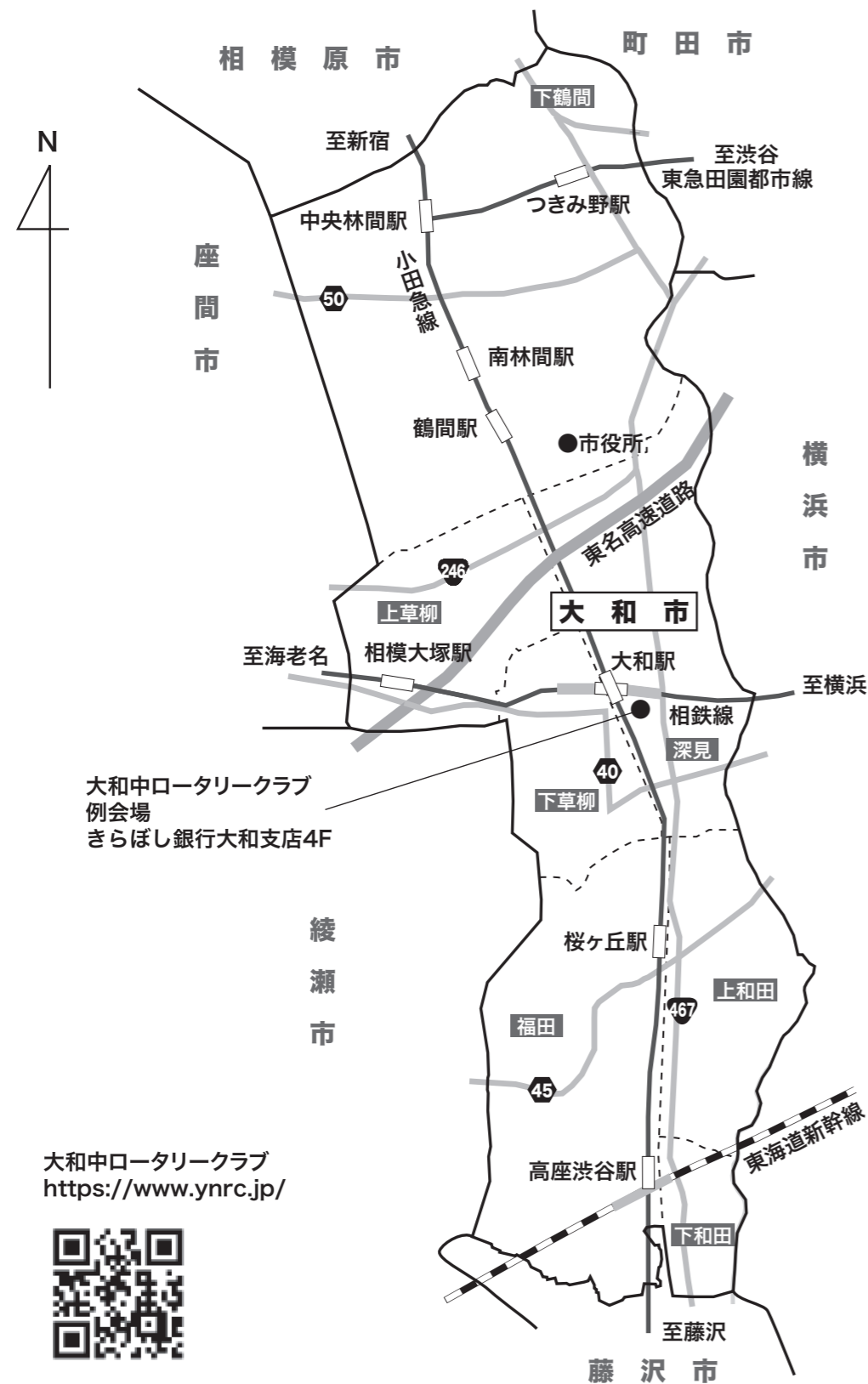
2026～2027年度

クラブ活動計画書

目 次

大和市略図	2
本年度の運営方針	3
会務報告	4～10
会計	11～13
委員会活動計画	14～35
クラブ管理運営委員会	14
(イ) クラブラーニング担当	14
(ロ) プログラム・クラブ会報担当	15
(ハ) 親睦活動委員会グループ (スマイル・S L・出席担当)	16
会員増強・会員維持委員会	17
(イ) 職業分類・会員選考担当	17
公共イメージ委員会	18
奉仕プロジェクト委員会	19
(イ) 国際奉仕・姉妹クラブ担当	20
青少年奉仕・育成基金委員会	21
ロータリー財団・米山奨学委員会	22
会場監督 (S A A)	23
同好会	24
ゴルフ同好会	24
ノルディック・ウォーク歩こう会	24
カラオケ同好会	25
年間プログラム予定表	26～33
(別表)	
(1) 職業分類一覧表	34
(2) 役員・理事・委員会構成表	35
(3) 大和中ロータリークラブ会員名簿	36～39
(4) 歴代会務分担表	40～43
(5) 大和中ロータリークラブ クラブ運営規定集 (定款・細則・内規)	47～63

大和市略図



大和中ロータリークラブ
<https://www.ynrc.jp/>



本年度の運営方針

『Rotary 共に学び 共に楽しむ』 「知・好・楽」

会長 小柳智裕

本年度、大和中ロータリークラブ第49代会長を務めさせていただきます。歴史と伝統ある当クラブの会長という大役を拝命し、身の引き締まる思いであります。会員皆様のお力添えをいただきながら、一年間誠心誠意務めてまいりますので、どうぞ宜しくお願い申し上げます。

国際ロータリー 2026-27 年度 RI 会長 オラインカ・ハキーム・ババロラ氏は、本年度のメッセージとして「CREATE LASTING IMPACT (永続するインパクトを創造しよう)」を掲げられました。また、第2780地区 中込仁志ガバナーは、地区ビジョンとして「繋げよう！変化からインパクトへ」「Connect! from change to impact」を示されました。

私はこれらのメッセージを受け、大和中ロータリークラブ 2026-27 年度の運営ビジョンを『Rotary 共に学び 共に楽しむ』 「知・好・楽」と決めました。ロータリーは単なる奉仕団体ではなく、人と人との出会いの中で学び合い、自らを高め、地域社会へ良い影響を与えていく場であると考えております。そして、活動を継続していくためには「楽しさ」が必要不可欠です。会員同士が互いの職業観や人生観を学び合い、例会や奉仕活動を通じて交流を深め、「このクラブに入って良かった」と感じられるクラブづくりを目指してまいります。

本年度は特に、① 会員増強と会員維持 ② 職業奉仕の実践 ③ 地域との連携強化 ④ 国際交流・青少年育成への取り組み を重点項目として活動してまいります。

大和中ロータリークラブならではの地域性を活かし、地元団体や地域行事との連携を深めながら、地域に必要とされるクラブを目指します。また、国際ロータリーの理念を学びながら、次世代へ繋がる奉仕活動にも積極的に取り組んでまいります。

変化の時代だからこそ、会員一人ひとりが繋がりを深め、共に学び、共に楽しむことで、大きなインパクトを地域社会へ生み出していけると信じております。一年間、皆様のご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。

幹事 土屋大輔

2027-28 年度、小柳会長のもとで幹事を務めさせていただきます。

今年度は、運営ビジョン『Rotary 共に学び 共に楽しむ』～「知・好・楽」を実務面からしっかりと支えてまいります。

皆様からの貴重なご意見やアイデアを積極的に運営に反映し、ベテランから若手、そして新入会員まで、すべての会員の皆様が「例会に行くのが楽しい」と実感できる、風通しの良い組織づくりを目指してまいります。

1 年間、どうぞよろしくご指導、ご鞭撻のほど、お願い申し上げます。

会 務 報 告

幹 事 土 屋 大 輔

1. クラブの沿革

創 立 総 会
R. I. 承 認
チャーターナイト
(認証状伝達式)
スポンサークラブ
特 別 代 表
ガ バ ナ ー
チャーターメンバー
(創立会員)
所 在 地 域
事 務 所
例 会 場

昭和53年5月9日(1978年)於大和市商工会館三階
昭和53年6月23日(1978年)
昭和54年4月22日(1979年)於厚木基地

大和ロータリークラブ
星 幸 男 氏
細 谷 実 氏
23名

大和市(別紙)
〒242-0016 大和市大和南2丁目1番1号 大和中央ビル301
電話 046(262)1717 FAX 046(262)1818

- ・昭和53年5月9日～昭和56年6月30日
大和市商工会館3階会議室
 - ・昭和56年7月1日～昭和63年4月30日
(旧)八千代信用金庫大和支店4階会議室
 - ・昭和63年5月12日～平成20年5月22日
大和グランドホテル7階
 - ・平成20年6月12日～
八千代銀行大和支店4階会議室
 - ・平成30年5月1日～
きらぼし銀行大和支店4階会議室
- 例 会 日 毎週木曜日

2. 会員等の種類

正 会 員
名 誉 会 員

26名 功 勞 者 7名
0名

3. 区域内人口、会員数、出席率、ビジター及びゲスト数、入会金、年会費一覧表

年 度	人 口 (人)	会 員 数 (年度始め)	平均出席率	ビジター及びゲスト数 (含仮クラブ)	入 会 金	年 会 費
昭和53年	159,718	23名	100%	80名	100,000円	168,000円
53～54年	159,963	22名	99.76%	484名	100,000円	168,000円
54～55年	164,748	28名	98.12%	496名	100,000円	168,000円
55～56年	167,318	30名	98.59%	532名	100,000円	168,000円
56～57年	169,530	40名	99.96%	519名	100,000円	168,000円
57～58年	171,440	42名	99.1%	519名	100,000円	168,000円
58～59年	173,338	49名	99.27%	548名	100,000円	168,000円
59～60年	174,497	45名	99.74%	656名	100,000円	168,000円
60～61年	176,953	55名	99.23%	634名	100,000円	168,000円
61～62年	179,941	50名	99.48%	585名	100,000円	168,000円
62～63年	183,303	51名	100%	675名	100,000円	168,000円
63～平成1年	187,564	59名	100%	651名	100,000円	200,000円
平成1～2年	191,148	60名	99.92%	641名	100,000円	200,000円
2～3年	194,696	63名	99.97%	612名	100,000円	230,000円
3～4年	197,570	60名	99.83%	619名	100,000円	230,000円
4～5年	200,960	60名	99.61%	675名	150,000円	230,000円
5～6年	202,169	60名	99.35%	570名	150,000円	250,000円
6～7年	203,451	59名	99.48%	534名	150,000円	250,000円
7～8年	205,452	58名	99.40%	571名	150,000円	250,000円
8～9年	206,165	60名	97.46%	455名	150,000円	250,000円
9～10年	207,576	61名	96.42%	401名	150,000円	250,000円
10～11年	208,640	56名	94.04%	445名	150,000円	250,000円
11～12年	210,734	59名	94.22%	452名	150,000円	250,000円
12～13年	212,921	54名	96.69%	411名	150,000円	250,000円
13～14年	214,573	53名	97.60%	343名	150,000円	250,000円
14～15年	216,463	51名	98.00%	346名	150,000円	250,000円
15～16年	218,352	49名	90.58%	202名	100,000円	250,000円
16～17年	220,200	43名	96.22%	148名	100,000円	250,000円
17～18年	220,950	42名	93.06%	71名	100,000円	250,000円
18～19年	222,152	42名	91.47%	58名	100,000円	250,000円
19～20年	223,296	41名	89.52%	40名	100,000円	250,000円
20～21年	225,164	40名	89.45%	60名	100,000円	230,000円
21～22年	226,924	39名	84.15%	58名	100,000円	230,000円
22～23年	226,247	37名	87.15%	67名	100,000円	250,000円
23～24年	229,502	35名	88.84%	56名	100,000円	250,000円
24～25年	230,547	39名	87.59%	181名	100,000円	250,000円
25～26年	232,462	42名	85.15%	148名	50,000円	250,000円
26～27年	233,110	42名	81.76%	364名	50,000円	250,000円
27～28年	233,937	43名	75.83%	231名	50,000円	250,000円
28～29年	234,859	39名	83.04%	452名	—	269,000円
29～30年	235,544	41名	83.28%	185名	—	274,000円
30～令和元年	236,753	39名	71.33%	134名	—	272,000円
令和元年～2年	238,530	32名	75.76%	80名	—	274,000円
2～3年	239,146	27名	77.84%	43名	—	274,000円
3～4年	241,956	25名	79.05%	66名	—	274,000円
4～5年	243,191	25名	73.05%	77名	—	274,000円
5～6年	243,902	27名	72.18%	88名	—	274,000円
6～7年	244,535	24名	74.85%	70名	—	274,000円
7～8年	245,629	26名	65.97%	96名	—	274,000円
8～9年		26名			—	274,000円

4. 年度別クラブ会員入退会者数一覧表

年 度	会 長 名	入会者数	退会者数	増減数	年度末会員数
昭和53年(1978)	矢 野 久 元	0	1	-1	22
53～54年(1978～1979)	矢 野 久 元 蜂 屋 良 平	13	7	+6	28
54～55年(1979～1980)	芦 田 敬 治	3	1	+2	30
55～56年(1980～1981)	亀 谷 志 郎	12	2	+10	40
56～57年(1981～1982)	伊 藤 正 男	5	3	+2	42
57～58年(1982～1983)	寺 田 五 六	12	5	+7	49
58～59年(1983～1984)	長谷川 清 一	3	7	-4	45
59～60年(1984～1985)	猪 熊 唯 夫	13	3	+10	55
60～61年(1985～1986)	上 田 利 久	2	7	-5	50
61～62年(1986～1987)	藤 田 重 成	5	4	+1	51
62～63年(1987～1988)	富 澤 重 徳	11	3	+8	59
63～平成1年(1988～1989)	石 渡 英 二 郎	4	3	+1	60
平成1～2年(1989～1990)	北 砂 富 三	7	4	+3	63
2～3年(1990～1991)	有 澤 昭 二	2	5	-3	60
3～4年(1991～1992)	松 本 忠 明	3	3	0	60
4～5年(1992～1993)	辻 國 明	4	4	0	60
5～6年(1993～1994)	伊 藤 英 夫	2	3	-1	59
6～7年(1994～1995)	古 木 勝 治	3	4	-1	58
7～8年(1995～1996)	高 橋 政 勝	4	2	+2	60
8～9年(1996～1997)	土 屋 翁 三	3	2	+1	61
9～10年(1997～1998)	後 藤 定 毅	2	7	-5	56
10～11年(1998～1999)	橋 本 健 彦	3	0	+3	59
11～12年(1999～2000)	中 西 功	2	7	-5	54
12～13年(2000～2001)	近 藤 富 士 男	2	3	-1	53
13～14年(2001～2002)	鈴 木 久 次 郎	5	7	-2	51
14～15年(2002～2003)	前 原 一 男	3	5	-2	49
15～16年(2003～2004)	長 野 俊 八	1	7	-6	43
16～17年(2004～2005)	神 作 彰	1	2	-1	42
17～18年(2005～2006)	松 崎 正 実	5	5	0	42
18～19年(2006～2007)	古 郡 清	2	3	-1	41
19～20年(2007～2008)	藤 塚 勝 明	2	3	-1	40
20～21年(2008～2009)	梅 田 秀 雄	1	2	-1	39
21～22年(2009～2010)	高 橋 清	3	5	-2	37
22～23年(2010～2011)	館 盛 道 明	1	3	-2	35
23～24年(2011～2012)	石 川 健 次	4	0	+4	39
24～25年(2012～2013)	横 澤 創	5	2	+3	42
25～26年(2013～2014)	岸 幸 博	1	1	0	42
26～27年(2014～2015)	山 崎 賢 二	3	2	+1	43
27～28年(2015～2016)	橋 本 日 吉	2	6	-4	39
28～29年(2016～2017)	入 江 公 敏	6	4	+2	41
29～30年(2017～2018)	小 柳 智 裕	0	2	-2	39
30～令和元年(2018～2019)	鈴 木 洋 子	1	8	-7	32
令和元年～2年(2019～2020)	辻 彰 彦	2	7	-5	27
令和2年～3年(2020～2021)	北 砂 明 彦	0	2	-2	25
令和3年～4年(2021～2022)	阿 萬 正 巳	1	1	0	25
令和4年～5年(2022～2023)	石 川 達 男	2	0	+2	27
令和5年～6年(2023～2024)	野 口 宏	1	4	-3	24
令和6年～7年(2024～2025)	中 村 友 彦	3	1	+2	26
令和7年～8年(2025～2026)	入 江 公 敏	3	3	0	26

5. 会員状況

a) 会員名簿一覧表 (別表(3))

b) 会員年齢構成 (令和8年7月1日現在)

40才台 2名
50才台 12名
60才台 4名
70才台 4名
80才台 3名
90才台 1名

計26名	最高齢	92才
	最年少	44才
	平均	63.54才

c) クラブ在籍年数 (令和8年7月1日現在)

1年未満	3名	9年以上	1名	18年以上	0名
1年以上	2名	10年以上	2名	19年以上	0名
2年以上	1名	11年以上	1名	20年以上	2名
3年以上	2名	12年以上	0名	21年以上	0名
4年以上	0名	13年以上	2名	22年以上	1名
5年以上	0名	14年以上	1名	23年以上	0名
6年以上	0名	15年以上	0名	24年以上	1名
7年以上	0名	16年以上	1名	25年以上	5名
8年以上	0名	17年以上	1名	計	26名

d) 100%出席会員数 (令和8年5月31日現在)

45年間	1名	後藤	14年間	2名	北砂、辻
42年間	1名	長野	13年間	1名	小柳
38年間	1名	高橋	12年間	1名	入江
19年間	1名	橋本	9年間	1名	中村
17年間	1名	岸	8年間	1名	野口
16年間	1名	鈴木	7年間	2名	阿萬、小野
			1年間	3名	板垣、新村、土屋

6. 役員、理事、委員会構成メンバー (別表(2))

7. 理事会・例会・委員会

毎月第二例会後に原則として定例理事会を開催する他、必要に応じて随時開催する。
例会は毎週木曜日午後12時30分より開催するが、時により変更する。
定款第8条第1節(C)により年4回例会を取り止める。
尚、国の定めた祝祭日及び12月28日から1月4日の年末年始は休会とする。
各委員会は、活動打ち合わせのため適時委員会を開催する。

8. クラブ協議会 (クラブアッセンブリー)

①新年度 ②ガバナー公式訪問1週間前 ③ガバナー公式訪問 ④地区大会後
⑤半期を終えて ⑥地区協議後 ⑦年度末

9. ローターリー財団寄附状況 (令和8年5月31日現在)

会 員

○メジャードナー

1	⑩後藤 定毅 君	2	⑪高橋 清 君				
---	----------	---	---------	--	--	--	--

○ベネファクター

1	後藤 定毅 君	2	高橋 清 君	3	橋本日吉 君	4	原嶋賢一郎 君
---	---------	---	--------	---	--------	---	---------

○マルチプルポールハリスフェロー

1	⑧長野 俊八 君	2	③橋本日吉 君	3	③岸 幸博 君	4	⑦原嶋賢一郎 君
5	②鈴木 洋子 君	6	②北砂 明彦 君	7	③入江 公敏 君	8	②小柳 智裕 君
9	②辻 彰彦 君	10	①阿萬 正巳 君	11	①中村 友彦 君	12	

○ポールハリスフェロー

1	後藤 歩さん	2	北砂 安子さん	3	新村 千成 君	4	小野 泰弘 君
5	野口 宏 君						

10. 米山奨学金寄附状況 (令和8年5月31日現在)

会 員

○米山功労者 メジャー

長野 俊八 君

○米山功労者 マルチプル

1	⑩長野 俊八 君	2	⑨後藤 定毅 君	3	⑦高橋 清 君	4	⑨原嶋賢一郎 君
5	④岸 幸博 君	6	③橋本日吉 君	7	③入江 公敏 君	8	②鈴木 洋子 君
9	③小柳 智裕 君	10	②阿萬 正巳 君	11	②北砂 明彦 君	12	②辻 彰彦 君
13	②中村 友彦 君						

○米山功労者

1	新村 千成 君	2	小野 泰弘 君	3	野口 宏 君		
---	---------	---	---------	---	--------	--	--

○準米山功労者 (特別寄附3万円以上)

1	板垣 克浩 君	2	池澤 利男 君	3	黒坂 毅 君	4	土屋 大輔 君
---	---------	---	---------	---	--------	---	---------

11. 青少年育成基金寄付者

500,000円 (平成15年3月)	故長谷川清一 君 遺族
200,000円 (平成15年5月)	故藤田 重成 君
100,000円 (平成15年6月)	後藤 定毅 君
36,000円 (平成15年7月)	ゴルフ同好会
100,000円 (平成15年10月)	故芦田 敬治 君 遺族
16,000円 (平成16年6月)	ゴルフ同好会
20,000円 (平成17年3月)	大和中ロータリークラブ有志
100,000円 (平成18年6月)	後藤 定毅 君
50,000円 (平成21年4月)	故藤田 重成 君
100,000円 (平成25年9月)	後藤 定毅 君
100,000円 (平成27年12月)	青柳文四郎 君
100,000円 (平成30年6月)	故上田 利久 君
50,000円 (平成30年6月)	藤原めぐみ 様 (事務局)
100,000円 (平成30年7月)	高橋 政勝 君
100,000円 (平成30年10月)	故郡司 守 君 遺族
200,000円 (平成31年1月)	番 桂柳 君
100,000円 (令和2年6月)	古郡 清 君
100,000円 (令和3年6月)	高橋 政勝 君
200,000円 (令和3年6月)	石川 健次 君
100,000円 (令和3年6月)	富澤 克司 君
200,000円 (令和4年5月)	高橋 政勝 君
30,000円 (令和4年8月)	岸 幸博 君
100,000円 (令和4年9月)	高橋 政勝 君

50,000円(令和4年11月) 辻 小百合様
 100,000円(令和4年11月) 石川 澄子様
 63,000円(令和4年12月) ゴルフ同好会
 20,000円(令和5年2月) 橋本 清子様
 100,000円(令和5年7月) 故 高橋 政勝君
 100,000円(令和5年12月) 高橋 清君
 100,000円(令和6年11月) 故 高橋政勝君ご遺族

12. 歴代会務分担表(別表(4))

13. 大和中ロータリークラブ運営規定集(定款・細則・内規)

14. 2026~27年度R I・地区出向者

地区諮問委員会 後藤 定毅君
 地区指名委員会 後藤 定毅君
 地区監査委員長 阿萬 正巳君

15. 功労者 松崎 正実君 番 桂柳君 神作 彰君 藤塚 勝明君
 古郡 清君 梅田 秀雄君 石川 健次君
 (内規第10項(2)に該当する功労者)

16. 米山奨学生(平成20年以降)

ダンブンティナー・ナッタンモン 君(国籍 タイ)
 平成21年4月~平成22年3月 カウンセラー 神作 彰君
 齊忠良君(国籍 中国)
 平成24年4月~平成25年3月 カウンセラー 高橋 清君
 襦 倩楠君(国籍 中国)
 平成26年4月~平成28年3月 カウンセラー 辻 彰彦君
 ファン レ グェン 君(国籍 ベトナム)
 平成30年4月~平成31年3月 カウンセラー 北砂 明彦君
 関明月君(国籍 中国)
 令和2年4月~令和4年3月 カウンセラー 中村 友彦君
 陈 璐君(国籍 中国)
 令和5年4月~令和6年3月 カウンセラー 小野 泰弘君
 白云森君(国籍 中国)
 令和7年4月~令和8年3月 カウンセラー 北砂 明彦君
 ツキミン, シャラフィナ 君(国籍 シンガポール)
 令和8年4月~令和10年3月 カウンセラー 野口 宏君

17. 青少年交換留学生(平成20年以降)

石川 青澄君 期間 平成21年~平成22年 派遣国 アメリカ
 カウンセラー 入江 公敏君
 Chien-Cheng CHIU 君(国籍 台湾) 平成29年8月~平成30年7月
 カウンセラー 辻 彰彦君
 青木 悠剛君 期間 令和元年~令和2年 派遣国 ブラジル
 カウンセラー 辻 彰彦君

18. 姉妹クラブ 大韓民国東慶州RC(国際ロータリー第3630地区)
 昭和58年5月15日締結

19. 歴代ガバナー・(分区代理)ガバナー補佐・会長・幹事名(敬称略)

年 度	ガバナー	分区代理	代	会 長	幹 事
昭和53年(1978)	細谷 実 (藤沢北)	第359地区第6分区 松村 松太郎 (座間)	初	矢野 久元	長谷川 清一
53~54年(1978~1979)	蔵並 定男 (鎌倉)	第259地区第6分区 富田 清次郎 (相模原南)	1	矢野 久元 蜂屋 良平	長谷川 清一
54~55年(1979~1980)	伊藤 茂 (相模原中)	塚本 勉 (大和)	2	芦田 敬治	北砂 富三
55~56年(1980~1981)	加藤 進治 (横浜)	斎藤 隆寿 (座間)	3	亀谷 志郎	富澤 重徳
56~57年(1981~1982)	渡辺 嘉造伊 (川崎南)	鹿島 直磨 (相模原中)	4	伊藤 正男	辻 國明
57~58年(1982~1983)	加藤 宗兵衛 (伊勢原)	小沢 睦 (大和)	5	寺田 五六	郡司 守 辻 國明
58~59年(1983~1984)	加島 淳 (横浜磯子)	第259地区第11分区 大岩 真 (厚木)	6	長谷川 清一	古木 勝治
59~60年(1984~1985)	津田 進 (川崎北)	亀谷 志郎 (大和中)	7	猪熊 唯夫	伊藤 英夫
60~61年(1985~1986)	上野 良一 (横浜中)	真崎 勇 (座間)	8	上田 利久	近藤 富士男
61~62年(1986~1987)	小林 亮 (相模原)	会田 国喜 (厚木中)	9	藤田 重成	土屋 翁三
62~63年(1987~1988)	岡崎 全宏 (横浜南)	川島 熊平 (大和)	10	富澤 重徳	高橋 政勝
63~平成1年(1988~1989)	谷口 栄 (横浜東)	大貫 嘉一 (厚木)	11	石渡 英二郎	松本 三郎
平成1年~2年(1989~1990)	濱田 勝彌 (伊勢原)	第278地区第5分区 土橋 亘 (大和田園)	12	北砂 富三	後藤 定毅
2~3年(1990~1991)	古館 誠 (鎌倉大船)	第278地区第6分区 大矢 晴行 (大和)	13	有澤 昭二	中西 功
3~4年(1991~1992)	山道 昭彦 (藤沢)	第2780地区第6分区 黄金井 一太 (厚木)	14	松本 忠明	長野 俊八
4~5年(1992~1993)	生沼 富治 (小田原北)	手塚 正夫 (座間中央)	15	辻 國明	前原 一男
5~6年(1993~1994)	山本 淳正 (逗子)	芦田 敬治 (大和中)	16	伊藤 英夫	神作 彰
6~7年(1994~1995)	神崎 正陳 (茅ヶ崎湘南)	世古 晴次 (海老名)	17	古木 勝治	古田土 勝美
7~8年(1995~1996)	真崎 勇 (座間)	三河 政夫 (座間中央)	18	高橋 政勝	上村 幹雄
8~9年(1996~1997)	河本 親秀 (大磯)	石川 範義 (厚木中)	19	土屋 翁三	松崎 正実
9~10年(1997~1998)	小山 計玄 (伊勢原)	山下 恵代 (座間)	20	後藤 定毅	古郡 清
10~11年(1998~1999)	後藤 忠雄 (横須賀南)	道岸 唯一 (大和)	21	橋本 健彦	藤塚 勝明
11~12年(1999~2000)	中山 達二郎 (綾瀬)	加藤 一郎 (厚木)	22	中西 功	蒲生 文衛
12~13年(2000~2001)	小沢 一彦 (横須賀)	笠松 歳雄 (大和田園)	23	近藤 富士男	梅田 秀雄
13~14年(2001~2002)	竹内 万也 (秦野)	辻 國明 (大和中)	24	鈴木 久次郎	高橋 清
14~15年(2002~2003)	鹿島 直磨 (相模原中)	第2780地区第6グループ 山本 淳一 (厚木)	25	前原 一男	石川 健次

会 計

中 村 友 彦

年 度	ガバナー	ガバナー補佐	代 会 長	幹 事
15 ～ 16 年 (2003～2004)	中 西 功 (鎌倉西)	奥 岨 宏 一 (大和)	26 長 野 俊 八	蒔 田 誠三郎
16 ～ 17 年 (2004～2005)	松 宮 剛 (茅ヶ崎湘南)	山 際 正 道 (座間中央)	27 神 作 彰	館 盛 道 明
17 ～ 18 年 (2005～2006)	仲 田 昌 弘 (鎌倉中央)	塩 塚 幸 彦 (厚木中)	28 松 崎 正 実	鈴 木 博 士 明 館 盛 道 明
18 ～ 19 年 (2006～2007)	西 田 隆 (座間中央)	後 藤 定 毅 (大和中)	29 古 郡 清	横 澤 創
19 ～ 20 年 (2007～2008)	小佐野 圭 三 (横須賀)	吉 岡 敏 (厚木)	30 藤 塚 勝 明	山 崎 賢 二
20 ～ 21 年 (2008～2009)	山 地 裕 昭 (足柄)	金 知 出 (座間中央)	31 梅 田 秀 雄	岸 幸 博
21 ～ 22 年 (2009～2010)	奥 津 光 弘 (秦野中)	高 橋 晃 (海老名)	32 高 橋 清	飯 田 豊 太
22 ～ 23 年 (2010～2011)	後 藤 定 毅 (大和中)	佐々木 辰 郎 (大和田園)	33 館 盛 道 明	鈴 木 洋 子
23 ～ 24 年 (2011～2012)	森 洋 (横須賀北)	菊 地 孝 夫 (海老名樺)	34 石 川 健 次	橋 本 日 吉
24 ～ 25 年 (2012～2013)	菅 原 光 志 (鎌倉)	壽 永 純 昭 (厚木)	35 横 澤 創	入 江 公 敏
25 ～ 26 年 (2013～2014)	相 澤 光 春 (ふじさわ湘南)	佐々木 和 夫 (大和)	36 岸 幸 博	中 島 康 次 郎
26 ～ 27 年 (2014～2015)	渡 辺 治 夫 (横須賀)	磯 部 芳 彦 (座間)	37 山 崎 賢 二	小 柳 智 裕
27 ～ 28 年 (2015～2016)	田 中 賢 三 (茅ヶ崎)	志 村 昌 (海老名)	38 橋 本 日 吉	辻 彰 彦
28 ～ 29 年 (2016～2017)	佐 野 英 之 (秦野)	石 井 卓 (厚木県央)	39 入 江 公 敏	阿 萬 正 巳
29 ～ 30 年 (2017～2018)	大 谷 新 一 郎 (相模原南)	加 藤 伸 一 (海老名樺)	40 小 柳 智 裕	北 砂 明 彦
30 ～令和元年 (2018～2019)	脇 洋 一 郎 (茅ヶ崎湘南)	中 野 正 義 (厚木中)	41 鈴 木 洋 子	石 川 達 男
令和元年～2年 (2019～2020)	杉 岡 芳 樹 (相模原)	保 田 嘉 雄 (大和田園)	42 辻 彰 彦	富 澤 克 司
2 ～ 3 年 (2020～2021)	久保田 英 男 (鎌倉)	辻 彰 彦 (大和中)	43 北 砂 明 彦	野 口 宏
3 ～ 4 年 (2021～2022)	田 島 透 (ふじさわ湘南)	常 磐 重 雄 (厚木)	44 阿 萬 正 巳	中 村 友 彦
4 ～ 5 年 (2022～2023)	佐 藤 祐 一 郎 (津久井中央)	富 岡 弘 文 (大和)	45 石 川 達 男	竹 野 国 敏
5 ～ 6 年 (2023～2024)	田 島 敏 久 (相模原西)	小 松 正 道 (海老名)	46 野 口 宏	新 村 千 成
6 ～ 7 年 (2024～2025)	佐々木 辰 郎 (大和田園)	鈴 木 義 隆 (座間)	47 中 村 友 彦	小 野 泰 弘
7 ～ 8 年 (2025～2026)	松 下 孝 (伊勢原)	松 本 裕 (厚木県央)	48 入 江 公 敏	黒 坂 毅
8 ～ 9 年 (2026～2027)	中 込 仁 志 (鎌倉)	辻 啓 明 (海老名樺)	49 小 柳 智 裕	土 屋 大 輔

○活動方針

当クラブでは一般会計、奉仕会計、周年記念事業積立金会計、青少年育成基金会計、別途繰越金会計で予算を編成しております。

会員が減少し会費収入が少ないところではありますが、創意工夫を凝らし適正な運営ができるよう努めて参ります。

○実施計画

1. 本年度会計

(1) 年会費 前期 137,000 円 後期 137,000 円 合計 274,000 円

・年会費の額は理事会決議により変更する場合がございます。

・納期は前期 7 月 1 日、後期 1 月 1 日です。現金・小切手の持参もしくは下記 2 の金融機関へお振込みにてお支払いください。

(2) 臨時会費・随時

2. 会費の振込先

金融機関名 支店名 きらぼし銀行 大和支店

口座番号 普通預金 0711972

口座名義 大和中ロータリークラブ 会長 小柳 智裕

3. 当クラブの 2026～2027 年度予算は別紙のとおりです。

2026～2027年度 一般会計予算

【収入の部】 (令和8年7月1日～令和9年6月30日) (単位 円)

科目	予算	摘要
前年度繰越金	0	
年会費	7,050,000	前期25名×137千円 休会2名×50千円 後期25名×137千円 休会2名×50千円
ビジター会費	40,000	一名当りビジター収入：2,000円×20名
雑収入	0	
合計	7,090,000	

【支出の部】

クラブ運営費	例会費	1,006,000	例会食事代(配膳費含)、お茶等雑費、家族、夜間例会費
	理事会費	20,000	指名委員会費用
	事務局費	1,150,000	人件費+交通費等
	事務所賃借料	980,000	事務所家賃・水道光熱費等
	渉外費	450,000	会長・幹事会費、PETS登録料、対外慶弔費、賛助金等
	慶弔費	30,000	クラブ内慶弔費
	贈答費	50,000	会長、幹事記念品等、皆出席記念品
	通信費	300,000	ネット代、電話代等通信関連費、HP費用
	図書費	100,000	ロータリーの友等
	印刷費	300,000	クラブ活動計画書・名刺代
	記念品代	150,000	25名×6千円(誕生日、入会、創業、配偶者等)
	文具費・備品費	300,000	文具、コピー関連費等
	雑費	10,000	実績
小計	4,846,000		
クラブ奉仕	出席委員会(担当)	0	
	クラブ会報委員会	120,000	会報作成費
	親睦活動委員会	200,000	家族会補助等
	プログラム委員会	100,000	ゲストスピーカー謝礼等
	公共イメージ委員会	10,000	活動費
	R研修委員会	20,000	資料代(研修で使用)
	会員増強会員維持	40,000	食事代(新入会員予定者)
小計	490,000		
地区費	地区資金	648,000	前期@12,000円×27名 後期@12,000円×27名
	地区大会分担金	189,000	@7,000円×27名
	地区協議会費	96,000	@8,000円×12名
	I・M分担金	270,000	@10,000円×27名
	米山奨学金	135,000	前期@2,500円×27名 後期@2,500円×27名
小計	1,338,000		
RI負担金/人頭分担金	373,680	前期@US\$43.75×27名 後期@US\$42.75×27名	
その他	奉仕会計	0	
	周年行事積立	0	
	小計	0	
予備費	42,320		
合計	7,090,000		

2026～2027年度 奉仕会計収支予算

(令和8年7月1日～令和9年6月30日)

【収入の部】 (単位：円)

科目	予算	摘要
前年度繰越金	2,953,812	6月11日現在
スマイル	500,000	
一般会計より	0	
雑収入	0	
合計	3,453,812	

【支出の部】 (単位：円)

職業奉仕	100,000	交通事故撲滅
奉仕プロジェクト	300,000	映画鑑賞会等
国際奉仕	300,000	姉妹クラブ等
予備費	2,753,812	
合計	3,453,812	

2026～2027年度 周年記念事業積立会計予算

(令和8年7月1日～令和9年6月30日)

【収入の部】 (単位：円)

科目	予算	摘要
前年度繰越金	2,544,838	6月11日現在
会員積立金		
雑収入	0	
合計	2,544,838	

2026～2027年度 青少年育成基金会計収支予算

(令和8年7月1日～令和9年6月30日)

【収入の部】 (単位：円)

科目	予算	摘要
前年度繰越金	824,228	6月11日現在
寄付・雑収入	0	
合計	824,228	

【支出の部】 (単位：円)

青少年育成基金	200,000	該当小学校2校へ
繰越金	624,228	
合計	824,228	

2026～2027年度 別途繰越金会計予算

(令和8年7月1日～令和9年6月30日)

【収入の部】 (単位：円)

科目	予算	摘要
前年度繰越金	1,556,508	6月11日現在
雑収入		
合計	1,556,508	

委員会活動計画

≡≡≡ クラブ管理運営委員会 ≡≡≡

担当役員 高 橋 清
委 員 各担当委員長

○活動方針

活発なクラブ運営実現にむけて、会員同志の交流を深めて、クラブの活性化に努力して参ります。

○実施計画

(1) 各委員会と連携を密にして、活動を展開して参ります。

≡≡≡ (イ) クラブラーニング担当 ≡≡≡

委 員 長 高 橋 清
副委員長 後 藤 定 毅
情報リーダー 阿 萬 正 巳

○活動方針

クラブリーダーの役割・ロータリー知識を深めるための研修活動の充実を図って参ります。

○実施計画

- (1) 新会員の研修、勉強会を実施する。
- (2) ロータリー情報を提供する。

≡≡≡ (ロ) プログラム・クラブ会報担当 ≡≡≡

委員長 辻 彰 彦
副委員長 北 砂 明 彦
委 員 橋 本 日 吉
入 江 公 敏

○活動方針

今年度、国際ロータリーオンラインカ H. ババロラ会長のメッセージはインパクトある活動と「世界をオープンに受け入れる」、また小柳会長は、『Rotary 共に学び 共に楽しむ』『知・好・楽』です。

その方向性に沿って毎週の例会が充実したものとなるようプログラムや会報を企画します。

○実施計画

- (1) ロータリー月間を意識し各委員会とも連携して会長ターゲットを実現できるように例会プログラムを企画して参ります。
- (2) 有意義な卓話時間とする為に会員同士の親睦やコミュニケーションを重視したプログラムを企画して参ります。
- (3) クラブ協議会やクラブフォーラムを通じて、会員の意見やニーズを把握できるよう努力していきたいと思ひます。
- (4) 発言者及び卓話者の原稿を効率よくまとめ、クラブ会報の原稿を速やかに作成できるよう推進致します。

==== (ハ) 親睦活動委員会グループ (スマイル・SL・出席担当) =====

委員長 中 村 友 彦
副委員長 横 澤 高太郎
委 員 橋 本 日 吉
 新 村 千 成
 小 野 泰 弘
 藤 岡 博
 渥 美 秀 樹
 星 川 秀 幸
 高 橋 政 史

○活動方針

会長ターゲット「Rotary 共に学び 共に楽しむ」を念頭に置き、親睦を深めることが出来る場づくりに努め、会員およびご家族が共に楽しめるよう実行してまいります。

○実施計画

(1) 通常例会

- ①エレベーター前でゲスト・ビジター、会員をお迎えします。
- ②ソングリーダーを務めます。
- ③スマイルの集計及び発表
- ④出席報告
- ⑤会員へのお祝い品の手配
- ⑥S A Aへの協力

(2) 移動例会

- ①クリスマス例会の企画
- ②家族例会の企画
- ③夜間例会の協力

(3) その他

他の委員会への協力は随時実施します。

==== 会員増強・会員維持委員会 =====

担当理事・委員長 黒 坂 毅
副委員長 入 江 公 敏
委 員 横 澤 高太郎

○活動方針

会員拡大維持のため会長ターゲット「Rotary 共に学び 共に楽しむ」を実践し会員各位と協力し実現してまいります。

○実施計画

新規会員の加入 3名以上を目指す

- (1) クラブ内での情報交換を活発に行い常に収集、行動をする
- (2) 大和商工会議所、大和青年会議所へ積極的にアピールする
- (3) 親睦活動委員会、各同好会と協力し会員維持に努める
- (4) 新会員、入会3年未満の会員との親睦を図り維持に努める

==== (イ) 職業分類・会員選考担当 =====

委員長 橋 本 日 吉
副委員長 長 野 俊 八

○活動方針

本年度の会長ターゲットに沿って、定例会や親睦会等参加できるかまた我がクラブに相応しい人かどうかを基本として選考させていただきます。

○実施計画

- (1) 職業分類一覧表を見直し、充填・未充填を検討していきます。
- (2) 会員増強委員会担当との連携を密にして情報を得ながら進めてまいります。

公共イメージ委員会

担当理事・委員長 辻 彰彦
委員 板垣 克浩
小野 泰弘

○活動方針

会長方針である『Rotary 共に学び 共に楽しむ』「知・好・楽」を実現するため、地域社会と地域に住まう人々にロータリーの活動を広く正しく理解していただき、大和中ロータリーの認知度を向上させるよう広報活動を行います。

○実施計画

- (1) 各事業開催時に地元メディアとの協力し、クラブの活動を広報いたします。
- (2) SNSを軸とした発信を通じて、若年層を中心とした次世代へロータリーの活動を告知します。

奉仕プロジェクト委員会

担当理事・委員長 北 砂 明彦
副委員長 藤 岡 博
委員 横 澤 高太郎
後 藤 定毅
岸 幸博
高 橋 政史
渥 美 秀樹
太 田 信弘

○活動方針

「Rotary 共に学び 共に楽しむ」の会長の運営方針のもと、奉仕事業を行います。それぞれの奉仕事業に会員全員が参加をし、事業を知り、好み、楽しんでいただきたいと思います。本年度も継続事業を実施いたします。また、新規事業計画についても、クラブ内で検討をしていきたいと考えます。

○実施計画

- (1) 松風園のお子様とご家族を招待した映画鑑賞会
- (2) 大和自動車学校様のご協力による地域各団体との交流及び「交通事故撲滅」をテーマにした交通安全教室
- (3) 新規奉仕事業立ち上げに関する検討会

（イ）国際奉仕・姉妹クラブ担当

委員長 新村千成
副委員長 野口宏
委員 中村友彦
藤岡博

○活動方針

姉妹友好クラブである東慶州ロータリークラブとの友好を深め、訪韓訪日にあたり、多くの会員が参加しやすい環境を整備し、さらに信頼と友情を醸成させられるよう取り組んでいきます。

○実施計画

- (1) RI 第 3630 地区 東慶州ロータリークラブの訪日時への対応
- (2) 東慶州ロータリークラブ 会長離就任式への公式訪問

青少年奉仕・育成基金委員会

委員長 岸幸博
副委員長 鈴木洋子
委員 入江公敏

○活動方針

市内の青少年の健全育成を行うため、運用基準と実施要項に基づき奉仕活動を実施して参ります。

○実施計画

- (1) 市内小学校 2 校を対象として申請を受け付けます。
(2022 年～ 2023 年度から小学校)
- (2) 助成申請校の事前審査を行います。
- (3) 助成校を決定して基金を授与します。

≡≡≡ ロータリー財団・米山奨学委員会 ≡≡≡

担当理事・委員長 阿 萬 正 巳
副委員長 原 嶋 賢一郎
委 員 鈴 木 洋 子
池 澤 利 男
板 垣 克 浩

○活動方針

- (1) ロータリー財団への寄付の意味と大切さとの理解とを頂く。
- (2) 米山奨学生にロータリーの理解を深めて頂く。

○実施計画

- (1) 会員の皆様からロータリー財団寄付金と米山奨学金の寄付を募る。
 - ・ロータリー財団 年次寄付 1人 \$200
 - ポリオプラス 1人 \$40
 - ・米山奨学金 1人 20,000円
- (2) 米山奨学生にクラブの各行事に参加してもらう。

≡≡≡ 会場監督(S A A) ≡≡≡

正 野 口 宏
副 中 村 友 彦
委 員 橋 本 日 吉
辻 彰 彦
北 砂 明 彦

○活動方針

会長ターゲットであります『Rotary 共に学び 共に楽しむ』を実現するために、会員の皆様が礼節を持ちながら楽しく、学べる場が作れるように運営していきたいと思えます。

○実施計画

- (1) 会長、幹事、各委員会と連携し、スムーズな例会進行を図ります。
- (2) 親睦活動委員会と協力してゲスト、ビジターを歓迎いたします。

ゴルフ同好会

会 長 中 村 友 彦
副会長 北 砂 明 彦

○活動方針

ゴルフを通じて会員同士の親睦を深め、楽しみながら健康増進になるよう活動してまいります。

○実施計画

年間 3 回を目標にゴルフコンペを開催します。

ノルディック・ウォーク歩こう会

会 長 新 村 千 成
副会長 土 屋 大 輔

○活動方針

歩く事を目的に会員の健康増進と持続的な活動が出来る体力づくりが出来るよう楽しみながら活動を進めて行きます。

○実施計画

無理なく誰でも気軽に参加できるよう、ノルディックウォークを通じて交流を深め親睦を図れるよう計画していきます。

カラオケ同好会

会 長 高 橋 清
副会長 小 柳 智 裕
幹 事 鈴 木 洋 子

○活動方針

大きな声をだす事は健康のために医学的に良いと証明されております。
自分の好きな歌を歌い会員同志の親睦を深めて参ります。

○実施計画

夜間例会・移動例会、後の時間を利用して歌を楽しむ会を企画して参ります。

年間プログラム予定表

月	日	曜日	時間	事 項	内 容	担 当	
7 月	2	木	12:30	例会 (2201 回) 就任の挨拶	「就任にあたり」 小柳 智裕 会長 土屋 大輔 幹事	会長・幹事	
	9	木	12:30	例会 (2202 回) 第1回クラブ協議会	「年度初めにあたり」 第6G 会長幹事会含む	会長・幹事	
	16	木	18:30	例会 (2203 回) 夜間移動例会		親睦	
	23	木	7/20 海の日による取止め例会				
	30	木	大和中 RC 細則第6条第2節による取止め例会				
8 月	6	木	12:30	例会 (2204 回)	「RI 会員増強について」 RI 会員増強委員 岩澤あゆみ様	会員増強	
	13	木	8/11 山の日による取止め例会				
	20	木	12:30	例会 (2205 回)		親睦	
	28	木	18:30	例会 (2206 回) 夜間移動例会	みんなで暑気払い	会員増強	
9 月	3	木	12:30	例会 (2207 回)	「子どもの教育」 弁護士法人常磐法律事務所 弁護士 浅井 崇裕様	プログラム	
	10	木	12:30	例会 (2208 回)	「災害と対策」 大和消防署	プログラム	
	17	木	18:30	例会 (2209 回) 夜間移動例会	「ワインの深い話」 パート2 相模原かめりあ RC ソムリエ 小牧直樹様	親睦	
	24	木	9/23 秋分の日による取止め例会				

特 別 事 項	誕 生 日		結 婚 記 念 日	創 業 記 念 日	入 会 記 念 日
	会 員	配 偶 者			
母子の健康月間	2 原嶋	4 新村朝奈	13 新村	1 小柳	1 新村
7/2 (木) 定例役員理事会		29 北砂仁美 A① 鈴木 A① 入江 A① 原嶋 A① 板垣 A① 小野	18 黒坂	17 高橋(清)	5 野口 7 北砂 10 後藤 13 横澤 23 高橋(清)
会員増強・新クラブ結成 推進月間	30 藤岡	20 池澤香織	22 小柳 27 北砂 28 横澤	1 黒坂 14 中村	
8/20 (木) 定例役員理事会					
基本的教育と識字率向上 月間/ロータリーの友月間	18 辻	9 藤岡彩奈 11 野口雅子		1 後藤 10 入江 24 辻	1 黒坂 9 長野
9/10 (木) 定例役員理事会					

月	日	曜日	時間	事項	内容	担当
10月	1	木	12:30	例会（2210回） 第2回クラブ協議会	「ガバナー公式訪問に備えて」 ガバナー補佐	会長・幹事
	8	木		10/11 地区大会の振替休会		
	11	日		例会（2211回）地区大会		
	15	木	12:30	例会（2212回） 第3回クラブ協議会	「ガバナー公式訪問」 ガバナーをお迎えして	会長・幹事
	22	木		10/12 スポーツの日による取止め例会		
	29	木	18:30	例会（2213回） 夜間移動例会	「地区大会を終えて」 「エンド ポリオ」	会長・幹事
11月	5	木		11/3 文化の日による取止め例会		
	7	土		例会（2214回） 移動例会	「松風園の子どもたち・ ご家族とともに映画鑑賞会」	奉仕P
	12	木		11/7 映画鑑賞会の振替休会		
	19	木	18:30	例会（2215回） 夜間移動例会	東慶州 RC 合同例会	国際奉仕 姉妹クラブ
	26	木		11/23 勤労感謝の日による取止め例会		
12月	3	木	12:30	例会（2216回） 年次総会卓話		会長・幹事
	6	日		例会（2217回） 移動例会	「交通事故撲滅大作戦」 大和自動車学校	奉仕P
	10	木		12/6 交通事故撲滅大作戦の振替休会		
	17	木	18:30	例会（2218回） 移動例会	「クリスマス家族例会」	親睦活動
	24	木		取止め例会		
	31	木		年末休会		

特別事項	誕生日		結婚記念日	創業記念日	入会記念日
	会員	配偶者			
米山月間 地域社会の経済発展月間	4 小柳		1 高橋(政)		1 中村
	5 板垣		7 岸		1 星川
	10/15(木) 定例役員理事会	18 北砂	10 土屋		13 入江 14 高橋(政)
ロータリー財団月間	12 野口	10 横澤陽子	2 中村	1 鈴木	6 板垣
	11/19(木) 定例役員理事会		3 後藤	1 野口	
			10 阿萬	6 北砂	
		11 渥美	13 橋本		
		21 橋本	24 土屋		
		22 藤岡	30 池澤		
疾病予防と治療月間	1 黒坂	3 岸君子	14 長野	6 太田	5 藤岡
	12/3(木) 定例役員理事会	5 岸	14 高橋(政) 雅子 30 辻明美	A② 鈴木洋子 A② 入江公敏 A② 原嶋賢一郎 A② 板垣克浩 A② 小野泰弘	20 原嶋

月	日	曜日	時間	事 項	内 容	担 当
1 月	7	木	12:30	例会（2219回） 年始挨拶	「年頭にあたり」 小柳 智裕 会長 土屋 大輔 幹事	会長・幹事
	14	木		1/11 成人の日による取止め例会		
	21	木	12:30	例会（2220回） 第4回クラブ協議会	「半期を終えて」	会長・幹事
	26	火	18:30	例会（2221回） 夜間移動例会	「4クラブ合同賀詞交歓会」	会長・幹事
2 月	4	木	12:30	例会（2222回） 卓話	「職業奉仕について」	職業奉仕 P
	11	木		建国記念日による取止め例会		
	18	木	12:30	例会（2223回） 第4回クラブ協議会	「米山奨学会について」 米山奨学生 ツキミン・シャラフィナ様	米山奨学
	25	木		2/23 天皇誕生日による取止め例会		
3 月	4	木	12:30	例会（2224回） 卓話	「イニシエーションスピーチ」 野内みつえ様	会員増強
	11	木	18:30	例会（2225回） 夜間移動例会	パーソナリティーと語る FM Yamato	親睦
	18	木	12:30	例会（2226回） 卓話	「松下幸之助翁の教え」 松下幸之助記念志財団 元専務理事 稗田 政秋様	プログラム
	25	木		3/21 春分の日による取止め例会		
	29	木		例会（2227回）「IM」	インターシティーミーティング	

特 別 事 項	誕 生 日		結 婚 記 念 日	創 業 記 念 日	入 会 記 念 日
	会 員	配 偶 者			
職業奉仕月間	20 土屋	10 星川みずほ			8 鈴木
1/21（木） 定例役員理事会	21 長野	12 小柳恵美子			9 渥美
	25 横澤	19 中村富美子			
		24 橋本誠子			
平和構築と紛争予防月間	12 高橋（清）	16 土屋幸余		1 高橋（政）	
2/18（木） 定例役員理事会	13 池澤	17 黒坂恵美子			
	14 入江				
水と衛生月間	1 高橋（政）	23 高橋（清） 田鶴子	3 池澤	8 横澤	4 岸
3/18（木） 定例役員理事会	29 新村	27 阿萬真美子		18 藤岡	15 橋本
					28 小柳

月	日	曜日	時間	事 項	内 容	担 当
4 月	1	木	3/29 (月) IMの振替休会			
	8	木	12:30	例会 (2228回) クラブフォーラム	「IMを終えて」	会長・幹事
	11	土		例会 (2229回) 家族移動例会	「春の家族移動例会」	親睦活動
	15	木	4/11 (日) 家族移動例会の振替休会			
	22	木	12:30	例会 (2230回)		プログラム
	29	木	4/29 昭和の日による取止め例会			
5 月	6	木	5/5 子どもの日による取止め例会			
	13	木	18:30	例会 (2231回) 夜間移動例会	第6G 会長幹事会含む (北京飯店)	親睦・ 会員増強
	20	木	12:30	例会 (2232回) クラブフォーラム	「ラーニングセミナーを終えて」	会長エレクト
	27	木	12:30	例会 (2233回) 卓話		プログラム
6 月	3	木	12:30	例会 (2234回) クラブフォーラム	「次年度に向けて」	会長エレクト
	10	木	12:30	例会 (2235回) 第5回クラブ協議会	「年度終了にあたり」	会長・幹事
	17	木	18:30	例会 (2236回) 夜間移動例会	「会長・幹事ご苦労さん会」	会長エレクト
	24	木	クラブ定款第7条第1節 (d) による取止め例会			

特 別 事 項	誕 生 日		結 婚 記 念 日	創 業 記 念 日	入 会 記 念 日
	会 員	配 偶 者			
環境月間	2 阿萬	11 後藤久子		1 岸	1 辻
4/8 (木) 定例役員理事会	20 鈴木	15 太田千枝子		1 小野 1 星川	9 阿萬 20 原嶋 23 太田
青少年奉仕月間	9 太田		13 辻	1 板垣	1 池澤
5/20 (木) 定例役員理事会	15 橋本 27 星川		27 高橋 (清)	2 渥美	
ロータリー親睦活動月間	6 中村	5 渥美小百合	10 野口	7 新村	1 小野
6/10 (木) 定例役員理事会	11 後藤 13 小野 27 渥美	9 長野富美子	20 太田	21 長野 28 阿萬	1 土屋

職業分類一覧表

(令和8年7月1日)

職業分類	会員名	事業所名
普通銀行	太田 信弘	(株)きらぼし銀行 大和支店
損害保険	北砂 明彦	(株)オーシャニック
生命保険	小柳 智裕	(有)エフピーブレイン
社会保険労務士	星川 秀幸	東京労務パートナー
税理士	阿萬 正巳	阿萬正巳税理士事務所
ユニフォーム卸小売業	黒坂 毅	(株)大東繊維
自転車販売	長野 俊八	サイクルセンターナガノ
自動車整備	板垣 克浩	(株)ART
古物商・質屋	藤岡 博	(有)ふじや商店
機械部品製造	後藤 定毅	フジ工業(株)
運送業	新村 千成	ロジフォワード(株)
不動産賃貸	高橋 政史	(有)高橋
不動産管理	中村 友彦	(株)中喜
〃	小野 泰弘	(株)オオタ
貸倉庫	高橋 清	(有)文が岡商事
建築金物販売	原嶋 賢一郎	(株)大黒屋
総合建設業	横澤 高太郎	ニッケン建設(株)
住宅設備	岸 幸博	岸木工(有)
電気工事	野口 宏	野口電設(株)
〃	土屋 大輔	(株)サンデン
ソフトウェア開発	辻 彰彦	(株)システムステーション
ホームページ作成	渥美 秀樹	(株)ヒューマンクラッチ
ネットワーク機器販売	橋本 日吉	(株)東邦通信システムズ
洋楽器販売	鈴木 洋子	(株)スズキピアノ商会
自動車学校	入江 公敏	大和自動車学校
清掃業	池澤 利男	(株)昭和環衛公社
議会議員		

充填職業 24

未充填職業 1

2026~2027 年度 大和中ロータリークラブ委員会構成表

会 長	小柳 智裕	理 事 会員増強・会員維持委員会	黒坂 毅
副 会 長	高橋 清	理 事 奉仕プロジェクト委員会	北砂 明彦
会長エレクト	新村 千成	理 事 ロータリー財団委員会	阿萬 正巳
幹 事	土屋 大輔	理 事 公共イメージ委員会	辻 彰彦
会 計	中村 友彦	副幹事	横澤高太郎
会場監督	野口 宏	(オブザーバー参加：会計監査) 岸 幸博 橋本 日吉	
直前会長	入江 公敏		

理事会 (12名)

- ◎委員長 (担当)
- 副委員長 (副担当)
- ★情報リーダー



クラブ管理運営担当役員、会員増強・維持、公共イメージ、奉仕プロジェクト、R財団・米山の奉仕部門の各担当理事は委員長を兼任し、各委員会は相互に支援しあい、連携を密にして活動する。

クラブ運営規程集

大和中ロータリークラブ定款
大和中ロータリークラブ細則
大和中ロータリークラブ内規

大和中ロータリークラブ

2026年7月1日現在

大和中ロータリークラブ定款

第1条 定義

本条の語句は、本定款で使われる場合、他に明確に規定されない限り、次の意味をもつものとする。

1. 理事会：本クラブの理事
2. 細則：本クラブの細則
3. 理事：本クラブの理事会メンバー
4. 会員：名誉会員以外の本クラブ会員
5. RI：国際ロータリー
6. 衛星クラブ：潜在的クラブ。その会員は本クラブの会員でもある。
(該当する場合)
7. 年度：7月1日に始まる12カ月間

第2条 名称

本会の名称は、大和中ロータリークラブとする。(国際ロータリー加盟会員)

第3条 クラブの所在地

本クラブの所在地域は、次の通りとする：大和市

第4条 ロータリーの目的

ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むことにある。具体的には、次の各項を奨励することにある：

- 第1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること；
- 第2 職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものにすること；
- 第3 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、日々、奉仕の理念を實踐すること；
- 第4 奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国際理解、親善、平和を推進すること。

《但し第5条綱領以下は、「標準ロータリークラブ定款」によるものとする。》
(2019年版手続要覧)

附 則

1. 本定款は、昭和53年5月9日から適用する。
2. 本定款は、平成20年7月1日更新
3. 本定款は、平成26年7月1日更新
4. 本定款は、平成29年7月1日更新
5. 本定款は、令和2年7月1日更新

大和中ロータリークラブ細則

第1条 定義

1. 理事会：本クラブの理事会
2. 理事：本クラブの理事会メンバー
3. 会員：名誉会員以外の本クラブ会員
4. RI：国際ロータリー
5. 年度：7月1日に始まる12カ月間

第2条 理事会

第1節 本クラブの管理主体は本クラブの会員12名により成る理事会とする。すなわち会長、副会長、会長エレクト（または、後任者が選挙されていない場合は会長ノミニー）、幹事、会計、会場監督、直前会長である。本細則第3条に基づいて選挙された4名の理事と副幹事を加える。

第2節 理事会またはその他の役職に生じた欠員は、理事会の決定によって補填すべきものとする。

第3条 理事および役員等の選挙

第1節 役員・理事及び会計監査を選挙すべき会合の1カ月前の例会において、その議長たる会長は会員に対して、次々年度会長、次々年度幹事、次年度の副会長、会計および4名の理事と会計監査を指名することを求めなければならない。その指名は、クラブ内規第1項に従って指名委員会によって行うものとし適法に行われた指名は年次総会において投票に付せられるものとする。

第2節 投票の過半数を獲得した次々年度の会長、次々年度の幹事、次年度の副会長、会計および会計監査がそれぞれ該当する役職に当選したものと宣言される。また、投票の過半数を得た4名の理事候補が理事に当選したものと宣言される。

第3節 前各節の投票によって選挙された次々年度会長候補、次々年度の幹事候補は、会長ノミニーおよび幹事ノミニーになるものとする。会長ノミニーは、その選挙後の次の7月1日に会長エレクトに就任するものとし、年度を通じて役員を務めるものとする。また幹事ノミニーは、その選挙後の次の7月1日に副幹事に就任するものとし、年度を通じて理事会のメンバーを務めるものとする。会長エレクトは、その年度の直後の7月1日に、会長に就任するものとし、副幹事は幹事に就任するものとする。

(参考資料① P.58)

第4条 次年度理事会

第1節 選挙された役員および理事に、現年度会長を加えて次年度理事会を構成するものとする。選挙によって決定した次年度理事会は、1週間以内に会合してクラブ会員の中から会場監督を務める者を選任しなければならない。

第2節 役員エレクトまたは理事エレクトの地位に生じた欠員は、次年度理事会の決定によって補填すべきものとする。会長エレクト及び会長ノミニーの地位の欠員については、大和中ロータリークラブ細則第3条第1節及び第2節を準用して、現年度理事会に諮り、再度指名委員会を招集後、臨時年次総会を経て決定するものとする。

第3節 その他、次年度理事会にて議決された事項については、現年度理事会に報告されることとし、新年度発足と同時に発効する。

第5条 役員等の任務

第1節 会長。本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって会長の任務とする。

第2節 直前会長。理事会のメンバーとしての任務、および会長が理事会によって定められるそのほかの任務を行うことをもって、直前会長の任務とする。

第3節 会長エレクト。理事会のメンバーとしての任務およびその他会長または理事会によって定められる任務を行うことをもって会長エレクトの任務とする。

第4節 副会長。クラブ管理運営委員会の委員長を務めると共に、会長不在の場合は本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって副会長の任務とする。

第5節 幹事。幹事の任務は、会員の記録を整理保管し、会合における出席を記録し、クラブ、理事会および委員会の諸会合の通知を発送し、これらの会合の議事録をつくってこれを保管し、全会員の人頭分担金および半期報告を提出した7月1日または1月1日よりも後にクラブ会員に選ばれた正会員の比例人頭分担金を記載した毎年1月1日および7月1日現在の半期会員報告、会員資格変更報告、毎月の最終例会の後15日以内に地区ガバナーに対して行わなければならない月次出席報告を含む、諸種の義務報告をRIに対して行い、RI公式雑誌の購読料を徴収してこれをRIに送金し、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって幹事の任務とする。

第6節 会計。すべての資金を管理保管し、毎年1回およびその他理事会の要求あるごとにその説明を行い、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって会計の任務とする。その職を去るに当たっては、会計はその保管するすべての資金、会計帳簿、その他あらゆるクラブ財産を、その後任者または会長に引き継がなければならない。

第7節 会場監督。通常その職に付随する任務、およびその他会長または理事会によって定められる任務を行うことをもって会場監督の任務とする。

第8節 副幹事。副幹事は会長エレクトを補佐し、担当年度の準備・調整を行うことをもって任務とする。

第9節 会計監査。毎年度末、すべての資金、会計帳簿およびクラブ財産を監査し、その結果を例会において報告する。会計および経理資格所有者またはそれに準ずるもの2名を選任する。

第6条 会合

第1節 年次総会。本クラブの年次総会は毎年12月第1週の例会に開催されるものとする。そしてこの年次総会において次年度の役員および理事の選挙を行わなければならない。

第2節 本クラブの例会は12月28日から1月3日を除く木曜日12時30分に原則として月2回以上開催するものとする。例会に関するあらゆる変更または例会の取り消しはすべてクラブの会員全部に然るべく通知されなければならない。例会の変更については、標準ロータリークラブ定款第7条会合第1節(c)会合の変更の規定に従うこととなるが、変更が困難な場合には、理事会の承認により、変更日を別途定めることができる。また例会の取り消しについては、標準ロータリークラブ定款第7条会合第1節(d)例会の取り消しに規定されている通り、理事会の承認により行うものとする。

第3節 本クラブの瑕疵なき会員はすべて、名誉会員（または標準ロータリー・クラブ定款に基づき、出席を免除された会員）を除き、例会の当日、その出席または欠席が記録され、その出席は、本クラブまたは他のロータリークラブにおいて、その例会に充当された時間の少なくとも60%に出席していたことが実証されるか、もしくは標準ロータリー・クラブ定款第10条出席の規定によるものでなければならない。

第4節 会員総数の3分の1をもって本クラブの年次総会および例会の定足数とする。

第5節 定例理事会は毎月当該年度の決定により定められた例会後に開催されるものとする。臨時理事会は会長が必要ありと認めたとき、または2名の理事からの要求があるとき、会長によって招集されるものとする。但しその場合然るべき予告が行われなければならない。

第6節 理事会の過半数をもって理事会の定足数とする。議事の決議が同数のときは議長の決するところによる。

第7条 会費

第1節 会費は年額274,000円とし、各半年ごとの各支払額のうちの一部は各会

員のRI公式雑誌の購読料に充当するという了解の下に、毎年2回7月1日および1月1日に納入すべきものとする。年額は、274,000円を上限に理事会の承認により増減できるものとする。

第2節 途中入会の会費については月割りとし、退会の場合は返還をしないものとする。

但し、会員が所属する法人等で、代表者、または、それに準じた会員資格を有する会員が事情により異動する場合、会員の退会、新会員の選挙がすみやかに行われ、在籍が重複しないことを前提に、該当する半期に限り、退会者が支払った会費を新会員が引き継ぐことができる。

また、会費納入に関し、次に該当した場合には、会費の一部免除を理事会の承認により決定できる。

①大和中ロータリークラブ細則第12条第2節の出席規定免除会員で高度障害・認知度低下等特別な事情により例会の出席が困難な場合。

②長期療養等により物理的に例会に出席できない会員で長期休会の申し出がある場合。

但し、出席が可能となった時点で、会費一部免除の対象から除外される。

第8条 採決の方法

本クラブの議事は、役員および理事を投票によって選挙する場合を除き、口頭による採決をもって処理されるものとする。理事会は、特定の決議案を、口頭ではなく投票により処理することを決定することができる。

第9条 五大奉仕部門

五大奉仕部門は、本ロータリー・クラブの活動のための理念と実践の枠組みである。それはクラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕、および青少年奉仕である。本クラブは、五大奉仕部門の各部門に積極的に取り組むこととする。

第10条 委員会

クラブ委員会は、五大奉仕部門に基づいた年次目標および長期目標を推進する責務を担う。会長エレクト、会長および直前会長は、指導の継続と計画の一貫性を図るよう協力すべきである。継続性を保持するため、可能であれば、委員会委員が同じ委員会を3年間務めるよう任命すべきである。会長エレクトは任期が始まる前に、委員会の空席を補填するために委員を任命し、委員会委員長を任命し、企画会議を設ける責務がある。委員長は同委員会の委員としての経験を有していることが推奨される。常任委員会は次の通り任命されるものとする。

・クラブ管理運営委員会

この委員会はクラブの効果的な運営に関連する活動を実施するものである。

委員会の全活動について理事会に報告するものとする。

・会員増強委員会

この委員会は、会員の勧誘と退会防止に関する包括的な計画を立て、実施するものである。

・奉仕プロジェクト委員会

この委員会は、地元地域社会および他国の地域社会におけるニーズに応える教育的、人道的、および職業関係のプロジェクトを立案し、実施するものである。

・ロータリー財団委員会

この委員会は、寄付とプログラムへの参加を通じてロータリー財団を支援する計画を立て、実施するものである。

・公共イメージ委員会

この委員会は、一般の人々にロータリーについての情報を提供し、クラブの奉仕プロジェクトと奉仕活動を広報する計画を立て、この計画を実施するものである。

・青少年育成基金委員会

この委員会は、地域の青少年による文化・教養・スポーツ等の社会教育活動を助成し、もって青少年の健全なる育成を図ることを目的とした事業を実施するものである。

その他、必要に応じて特別委員会（アドホック）を、年度ごとに、規模および目標に応じて次の①から⑥を設けることができる。

①クラブ管理運営委員会の特別委員会として会報・プログラム・親睦活動・ロータリー情報・クラブ研修・出席の各委員会を設けることができる。

②会員増強維持委員会の特別委員会として、会員選考・職業分類の各委員会を設けることができる。

③奉仕プロジェクト委員会の特別委員会として職業奉仕・社会奉仕・国際奉仕・青少年奉仕・姉妹クラブ友好・スマイルボックスの各委員会を設けることができる。

④ロータリー財団委員会の特別委員会として米山奨学委員会を設けることができる。

⑤公共イメージ委員会の特別委員会として広報・雑誌委員会を設けることができる。

⑥その他、必要に応じて、追加の委員会・小委員会を設けることができる。

(a) 会長は、職権上すべての委員会の委員となるものとし、その資格において委員会に付随するあらゆる特典をもつものとする。

(b) 各委員会は本細則によって付託された職務および会長または理事会が付託する事項を処理すべきものとする。理事会によって特別の権限を与えられた場合を除き、これらの委員会は、理事会に報告してその承認を得るまでは行動してはならない。

(c) それぞれの委員長はその委員会の定例会合と活動に対して責任をもち、

第11条 委員会の任務

会長は、自らの就任年度の諸委員会の任務を定め、見直すものとする。各委員会の任務を発表するにあたり、会長は適切な RI 文書を参照するものとする。

奉仕プロジェクト委員会はその年度計画を立てるにあたり、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕及び青少年奉仕の部門を考慮に入れることとする。

各委員会は、毎年度の初めに設定された具体的な担当職務、明確な目標、行動計画の下に、年度中その実施に当たるものとする。

会長エレクトは上述の通り、ロータリー年度の開始に先立ち、クラブ委員会のための推奨事項、担当職務、目標、計画を理事会に提示すべく準備するために、必要な指導を行うという主要な責務がある。

第12条 出席義務規定の免除

第1節 理事会に対して書面をもって、正当かつ十分な理由を具して申請し、理事会の承認を得ることによって、会員は出席義務規定の免除が与えられ、一定期間を限り本クラブの例会出席を免除される。

第2節 一つまたは複数のロータリー・クラブのロータリー歴と会員の年齢の合計が85年以上であり、さらに出席規定の適用を免除されたい希望を書面をもって、クラブ幹事に通告し、理事会が承認した場合。

第13条 財務

第1節 各会計年度の開始に先立ち、理事会はその年度の収支の予算を作成しなければならない。その予算は、これらの費目に対する支出の限度となるものとする。但し、理事会の議決によって別段の指示がなされた場合はこの限りでない。予算は2つの部分に分けられるものとする。すなわち、クラブ運営に関する予算と、慈善・奉仕活動運営に関する予算である。

第2節 会計は本クラブの資金をすべて理事会によって指定される銀行に預金しなければならない。クラブ資金は2つの部分に分けられるものとする。すなわち、クラブ運営と奉仕プロジェクトに関する資金である。

第3節 すべての勘定書は、会計、もしくは権限をもつ役員によって支払われるものとする。ただし、これは他の2名の役員または理事が承認した場合のみとする。

第4節 すべての資金業務処理は、毎年1回会計監査によって全面的な検査が行われるものとする。

第5節 資金を預りあるいはこれを取り扱う役員は、本クラブの資金の安全保管に務めなければならない。

第6節 本クラブの会計年度は7月1日より翌年の6月30日に到る期間とし、会費徴収の目的のために、これを7月1日より12月31日に至る期間およ

び1月1日より6月30日に至る期間の二半期に分けるものとする。人頭分担金とRI公式雑誌購読料の支払は、毎年7月1日および1月1日に、それぞれ当日の本クラブ会員数に基づいて行われるものとする。

第7節 周年記念事業積立金は、周年記念事業の支出のため、積み立てるものとする。本積立金は、周年記念事業の支出を除いては、取り崩すことができない。運営にあたっては、理事会で決定するものとする。

第8節 青少年育成基金は、地域の青少年の育成事業を行うため、積み立てるものとする。運営にあたっては、別途運用基準を基に理事会で決定するものとする。(参考資料② P.59)

第9節 別途準備金は、損失補てんに充てる場合に備え、一般会計より積み立てるものとする。本準備金は、損失の補てんに充てる場合を除いては、取り崩すことができない。積立・取り崩しについては、理事会で決定するものとする。

第14条 会員選挙の方法

第1節 本クラブの正会員によって推薦された会員候補者の氏名は、書面をもって、本クラブ幹事を通じ、理事会に提出されるものとする。移籍する会員または他クラブに属していた元クラブ会員は、元クラブによって正会員に推薦されてもよい。この推薦は、本条に別な定めのある場合を除き、漏らしてはならない。

第2節 理事会は、その被推薦者が標準ロータリー・クラブ定款の職業分類と会員資格の条件をすべて満たしていることを確認するものとする。

第3節 理事会は、推薦状の提出後30日以内にその承認または不承認を決定し、これをクラブ幹事を通じて、推薦者に通告しなければならない。

第4節 理事会の決定が肯定的であった場合は、被推薦者に対し、ロータリーの目的および会員の特典と義務について説明しなければならない。この説明の後、被推薦者に対し、会員申込用紙に署名を求め、また、本人の氏名および本人に予定されている職業分類をクラブに発表することについて承諾を求めなければならない。

第5節 被推薦者についての発表後7日以内に、理事会がクラブ会員（名誉会員を除く）の誰からも、推薦に対し、理由を付記した書面による異議の申し立てを受理しなかった場合は、その人は、名誉会員でないなら、本細則に定める会費を納めることにより、会員に選ばれたものとみなされる。

理事会に対し異議の申し立てがあった場合は、理事会は、次の理事会会合において、この件について票決を行うものとする。異議の申し立てがあったにもかかわらず、入会が承認された場合は、被推薦者は、名誉会員でないなら、所定の会費を納めることにより、クラブ会員に選ばれたものとみなされる。

第6節 このような選挙後に、クラブ会長は、当該会員の入会式を行い、クラブ幹事は当該会員に対して会員証を発行し、ロータリー情報資料を提供するものとする。その他、会長もしくは幹事が新会員に関する情報をRIに報告し、会長が、当該新会員がクラブに溶け込めるよう援助する会員を1名指名し、同新会員をクラブ・プロジェクトまたは役目に配属する。

第7節 クラブは、標準ロータリー・クラブ定款に従い、理事会により推薦された名誉会員を選ぶことができる。

(参考資料③④ P.60 P.61)

第15条 決議

クラブは、理事会によって審議される前に、本クラブを拘束するいかなる決議または提案を審議してはならない。もしかかる決議または提案がクラブの会合で提起されたならば、討議に付することなく理事会に付託しなければならない。

第16条 議事の順序

開会宣言
来訪者の紹介
来信、告示事項およびロータリー情報
委員会報告（もしあれば）
審議未終了議事
新規議事
スピーチその他のプログラム
閉会

第17条 改正

本細則は、定足数の出席する任意の例会において、出席会員の3分の2の賛成投票によって改正することができる。但し、かかる改正案の予告は当該例会の少なくとも10日前に各会員に通知されなければならない。標準ロータリー・クラブ定款およびRIの定款、細則と背馳するとき改正または条項追加を本細則に対して行うことはできない。

平成23年7月1日一部改訂
平成25年5月1日一部改訂
平成26年7月1日一部改訂
平成27年7月1日一部改訂
平成28年5月19日一部改訂
平成29年7月1日一部改訂
令和2年6月18日一部改訂
令和6年6月13日一部改訂

大和中ロータリークラブ内規

当クラブの運営を円滑にするため本内規を設ける

第1項 役員・理事及び会計監査の選挙

- (1)大和中ロータリークラブ細則（以下細則という）第3条の役員、理事及び会計監査の選挙に当たっては、会長は毎年11月の第1例会において、役員、理事及び会計監査候補者を設置することを会員に告知し、指名委員会を招集し議長を務めるものとする。
- (2)指名委員会は直前会長よりさかのぼり5名のパスト会長及び会長、会長エレクト、幹事、副幹事の9名をもって構成されるものとする。定足数は過半数とし、また選出の方法は合議制として意見の一致しない場合は無記名多数決投票制とする。次々年度会長、及び次年度副会長候補者は役員及び理事の経験を有するものの中から選出する。
- (3)指名委員会は選出を終えた役員、理事及び会計監査候補者を、毎年11月の最終例会において公表する。また任務を終えた指名委員会は解散する。但し、細則第4条第2節により必要な場合は再度設置する。
- (4)指名委員会は役員及び理事候補者の選出に当たり、次の事項に留意するものとする。
 - (イ) 人事の公平と負担の平等を図るため、役員及び理事の任期は継続して3年以上に亘らないよう配慮する。
 - (ロ) 初めに次々年度会長候補者を選出し、副幹事の選出に当たっては、次々年度会長候補者の意見を尊重する。
- (5)会長エレクトは、細則第4条第1節の会場監督選出後の最初の例会において、選挙で当選した役員、理事、会計監査のそれぞれの担当役職を、会員に公表するものとする。
- (6)細則第3条第2節の会場監督の選出に当たっては、内規第1項（4）（イ）の指名委員会の留意事項を準用するとともに、候補者には会長または幹事の経験者が望ましい。

第2項 委員会等の構成

次年度理事会は、次年度の開始される3ヶ月前までに各委員会の構成を終了させ、ソングリーダーの選出も図るものとする。

第3項 任務代行の順序

例会等、クラブの運営上で担当者が欠席または不都合により任務の遂行が出来ない場合、原則として副委員長、委員の順序、それも不可能な場合直前年度の担当者から順次さかのぼる順序で代行者を定めるものとする。

第4項 クラブ協議会の出席

本クラブにおけるクラブ協議会は、委員長のみにとどまらず原則として会員全員が出席するものとする。

第5項 新会員の所属委員会及び会合出席義務

新会員の所属する委員会は理事会で決定する。新会員は各委員会が開く会合及び勉強会に積極的に出席することとする。

第6項 諮問委員会

- (1)本クラブに会長及び歴代会長をもって構成する諮問委員会を置く。
- (2)諮問委員会の委員長は会長が務め、任期は1年とする。
- (3)諮問委員会は、理事会の諮問に対し答申を行うものとする。
- (4)理事会は上記答申を尊重しなければならないが、必ずしも拘束されるものではない。

第7項 事務局の出張費等

事務局員がクラブ行事のため出張するときは、旅費等の実費をクラブが負担し支給する。

第8項 各種記念品または謝礼

- (1)クラブが依頼したゲストスピーカーに対しては、会長が謝辞を行い、謝礼金または記念品を贈呈する。尚、金額については、社会通念上相応の金額とし、20,000円を超える場合には理事会に諮り決定する。
 - (イ) 特別の場合は理事会で決定するものとする。
- (2)直前会長並びに直前幹事へ1万円相当の商品を贈る。

第9項 慶弔規定

(1)慶事の場合の祝い金等は次の区分とする。

- (イ) 会員及びその実子の結婚
クラブより…………… 20,000円
- (ロ) 会員実子誕生
クラブより…………… 20,000円
- (ハ) 会員の新規営業所・社屋・工場・店舗等の新築、開設
クラブより…………… 10,000円又は花輪かそれに代わる記念品
- (ニ) 会員の自宅新築
クラブより…………… 10,000円又はそれに代わる記念品
- (ホ) 会員が国の機関から功労表彰を受けたとき
クラブより…………… 記念品 (5,000円相当)
- (ヘ) その他理事会が必要と認めた時は適宜決定する

(2)弔事の場合の弔慰金は次の区分とし、会長は速やかに全会員に連絡するものとする。

- (イ) 会員死亡の場合
クラブより花環一基、弔電及び会員1人拠金10,000円
- (ロ) 会員の配偶者死亡の場合
クラブより花環一基、弔電及び会員1人拠金5,000円
- (ハ) 会員の第一親等血族死亡の場合
クラブより花環一基、弔電及び会員1人拠金2,000円
- (ニ) 会員同居一親等姻族死亡の場合
クラブより花環一基、弔電及び会員1人拠金1,000円
- (ホ) その他理事会が必要と認めたとき
クラブより花環または弔電

(3)傷病または被災の場合の見舞金は次の区分とする。

- (イ) 会員及び配偶者が傷病により1ヶ月以上欠席または入院のとき
クラブより…………… 10,000円
- (ロ) 火災等での被災のとき
自宅または事業所 クラブより…………… 30,000円
- (ハ) その他理事会が必要と認めたときは適宜決定する

(4)退会者の扱いを含め上記以外で必要と思われるときは、その都度理事会において決定する。

(5)上記慶弔見舞金などに対する返礼は一切行わないこととする。

第10項 表彰、功労者

(1)本クラブは、理事会が必要と認めたときは、クラブに功績のあった会員に対し表彰できるものとする。

(2)大和中ロータリークラブ功労者を設ける。功労者の対象者は長きに亘りクラブに貢献し、病気等の事由により奉仕の志半ばで退会せざるを得ない者であること。

①クラブ在籍30年以上で、かつ細則第12条2節の資格条件を満たした該当者であること。

②対象者のご逝去にあたってはクラブ内規第9項(2)弔事(ホ)を適用

第11項 皆出席表彰規定

(1)本クラブ入会后1年又はそれ以上の皆出席者には次の通り表彰を行う。

欠席した場合は該当例会月を除き、翌月より積算した年数によって行う。

(2)出席表彰は次の年度毎に行う。

1年、3年、5年、7年、10年、以後は5年毎とする。

(3)1年と3年はスナップ止め出席バッジとし、他の記念品については出席委員会で検討し、理事会に諮り決定する。

第12項 内規の改廃

本内規の改廃は、定足数を満たす理事会の3分の2以上の賛成のもとに改廃することができる。

昭和53年8月10日	制定	平成14年7月1日	一部改正
昭和57年8月12日	一部改正	平成15年6月12日	一部改正
昭和61年5月8日	一部改正	平成19年12月6日	一部改正
昭和63年11月17日	一部改正	平成24年6月14日	一部改正
平成2年1月1日	一部改正	平成25年5月1日	一部改正
平成7年2月9日	一部改正	平成26年6月5日	一部改正
平成8年5月23日	一部改正	平成27年7月1日	一部改正
平成10年7月1日	一部改正	令和6年6月13日	一部改正
平成12年6月15日	一部改正	令和8年6月11日	一部改正

理事役員等の選挙手順

[定 義]

1. 理事会：本クラブの理事会…本クラブの管理主体、会員 12 名により成る。会長・副会長・会長エレクト・幹事・会計・会場監督（S A A）・直前会長・理事 5 名（12 名）
2. 理事：本クラブの理事会メンバー
3. 議長：会長…細則第 4 条第 1 節「会長。本クラブの会合および理事会の会合について議長を務め…」
4. 指名委員会…内規第 1 項（2）「指名委員会は直前会長より遡り 5 名のバスト会長及び会長・会長ノミニー・幹事・副幹事の 9 名をもって構成されるものとする。」
5. 資格要件…内規第 1 項（2）役員・理事及び会計監査の選挙
会長（次々年度）および副会長候補者は役員及び理事の経験を有する者の中から選出する。
6. 選出の留意事項…内規第 1 項（4）（イ）人事の公平と負担の平等を図るため、役員・理事の任期は継続して 3 年以上にならないよう配慮する。

	項目	時期	主導者	相手方	内 容	根拠規定
1	指名の求め	11 月第一例会 (選挙1カ月前の例会)	指名委員会 議長(会長)	指名委員会	会長(次々年度)・副会長・幹事・会計及び5名の理事と会計監査の指名を求める。	細第 3 条 第 1 節
2	選挙の告知 指名委員会の招集	11 月第一例会	会長	会員	会長は毎年 11 月の第 1 例会において、役員・理事及び会計監査候補者を設置することを会員に告知し、指名委員会を招集し議長を務めるものとする。	内第 1 項 (1)
3	指名委員会の開催	選挙告知後	指名委員会 議長(会長)	指名委員	選出の方法は合議制。意見の一致しない場合は、無記名多数決投票制。当クラブは、まず、会長ノミニー候補者を指名委員会が指名し、副幹事候補者はノミニーの意見を尊重する。慣例で次年度役員・理事及び会計監査候補者は会長エレクトの意見を尊重している。	内第 1 項 (2・4)
4	役員・理事等の推薦	指名委員会開催後すみやかに	会長エレクト	指名委員会	会長エレクトは、既に決まっている会長・幹事・直前会長・会長ノミニー・副幹事候補者以外の副会長・会計・理事 4 名及び会計監査候補者を推薦する。	
5	役員・理事等の公表	11 月最終例会	指名委員会 議長(会長)	会員	指名委員会は選出を終えた役員・理事及び会計監査候補者を、毎年 11 月の最終例会において公表する。	内第 1 項 (3)
6	指名委員会の解散	11 月最終例会	指名委員会 議長(会長)	会員	任務を終えた指名委員会は解散する。	内第 1 項 (3)
7	役員・理事等の選挙	12 月第一例会	会長	会員	適法に行われた指名は各役職ごとにアルファベット順に投票用紙に記載されて年次総会において投票する。	細第 3 条 第 1 節
8	会場監督の選任	選挙により次年度理事会構成が決定した 1 週間以内	会長エレクト	次年度理事会	選挙によって決定した次年度理事会は、1 週間以内に会合してクラブ会員の中から会場監督を選任する。 選出に当たっては選出に当たる留意事項を準用する。 候補者には会長・幹事の経験者が望ましい。	細第 3 条 第 2 節内 第 1 項 (4)イ(6)
9	担当役職の公表	会場監督選出後の最初の例会	会長エレクト	会員	会長エレクトは、会場監督選出後の最初の例会に選挙で当選した役員・理事・会計監査のそれぞれの担当役職を会員に公表する。	内第 1 項 (5)
10	各委員会の構成、ソングリーダー選出	次年度開始 3 カ月前	会長エレクト	次期理事会	次期理事会は次年度の開始される 3 カ月前までに各委員会の構成を終了させ、ソングリーダーの選出も図るものとする。	内第 2 項

大和中ロータリークラブ青少年育成基金運用基準

[基金の経移]

この基金は、当クラブの第 6 代会長 長谷川清一氏の御逝去のおり、ご遺族の方から寄付をされたことがきっかけとなっています。当時の理事会は長谷川氏の多大なる功績に感謝し、彼が大和市の青少年の育成に尽力していたことからその遺徳を偲び、本基金を作りました。その後彼の遺志に賛同する方々が積み増して現在に至っています。

[基金の目的]

故長谷川清一氏の遺志を発展させ、継続的に地域を中心にした青少年の育成事業を行うために設立する。

(具体的目的)

1. 地域の青少年による文化・教養・スポーツ等の社会教育活動を助成し、もって青少年の健全なる育成に寄与することを目的とします。
2. 地域の経済的に恵まれない家庭の青少年に、奨学金を支給することにより、博愛平等の心に充ち、敬謙篤実な社会人を育成することを目的とします。

[基金の運営方針]

1. 故長谷川清一氏の遺志を更に発展させるとともに、地域の青少年の育成事業に役立てるため、現在の基金をもとに、奉仕会計予算から基金への繰り入れ等により、基金の安定化を図る。
2. 運用にあたっては、毎年の継続事業並びに当クラブの周年記念事業で目的に合致する事業を行う場合などに、理事会の承認を得て基金より取り崩し、事業に用途するものとするが、全会員の協力により、我がクラブの青少年育成奉仕事業を永続的に発展させることとする。

大和中ロータリークラブ青少年育成基金実施要項

令和 4 年 7 月 1 日改定

[青少年育成基金の目的]

地域の青少年による文化・教養・スポーツ等の社会教育活動を助成し、もって青少年の健全なる育成を図ることを目的とする。

[基金応募資格]

基金の目的により、大和市内の小・中学校及びそれに関連する団体又は生徒に限定する。

[基金受給者]

基金の受給は大和市内の小・中学校及びそれに関連する団体又は生徒に限定する。

[基金支給額]

年 1 回 1 校 10 万円を限度とし、1～2 校に支給する。

[基金支給期間]

毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの一年間とする。

[基金の選考]

大和市内小・中学校校長会より推薦された学校とする。応募多数の場合は、計画の内容を大和中ロータリークラブ青少年育成基金委員会が事前審査を実施して、選考するものとする。

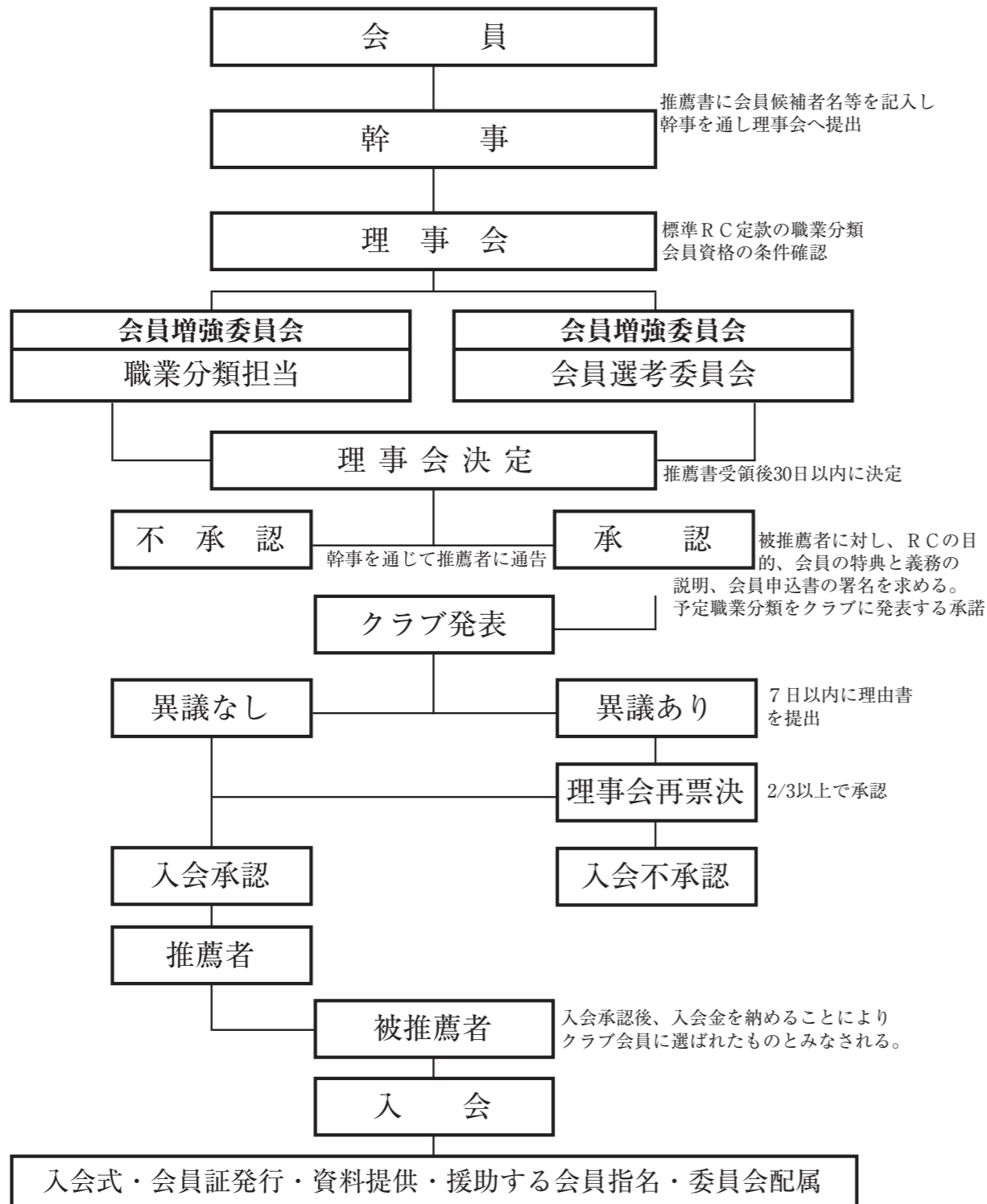
[基金受給にあたって]

受給が決定した学校・団体・生徒は実施する活動について、別紙による事前計画書を提出し、年度の終わりに活動の成果並びに効果の報告をするものとする。

[基金の申請書]

別紙の様式により大和中ロータリークラブ宛てに受給申請書を提出するものとする。

会員の選考方法 (選挙手順)



会員の選挙手順

[定義]

1. 正会員：国際R定款第5条第2節「クラブは、善良な成人であり、職業上および地域社会で良い評判をうけている以下のような正会員によって構成される。(続きは手続要覧参照)」
2. 職業分類：標準RC定款第8条第1～2節「各会員は、その事業、(省略)一般世間がそのように認めている事業活動を示すもの」「制限。5名またはそれ以上の正会員がいる職業からは、正会員を選出してはならない。」
会員身分：標準RC定款第8条第1～8節「種類。会員は正会員及び名誉会員の2種類」「二重会員の禁止」「公職に就いている人。当該公職の職業分類の下に正会員の資格を有しないものとする。この制約は学校・大学その他の教育施設に奉職する者または裁判官に任命された者には適用されない。」

項目	主導者	相手方	内容	根拠規定
1 正会員の推薦	推薦正会員	幹事 理事会	本クラブの正会員によって推薦された会員候補者の指名は、書面をもって本クラブ幹事を通じ、理事会に提出されるものとする。	細則第14条第1節
2 会員資格条件の充足	理事会		理事会は、その被推薦者が標準RC定款の職業分類と会員資格の条件をすべて満たしていることを確認するものとする。	細則第14条第2節
3 推薦状の承認	理事会	推薦者	理事会は、推薦状の提出後30日以内にその承認または不承認を決定し、クラブ幹事を通じて、推薦者に通告しなければならない。	細則第14条第3節
4 ①被推薦者へ目的等の説明 ②会員申込書の署名依頼 ③職業分類をクラブに発表することの承諾	理事会	被推薦者	理事会の決定が肯定的であった場合は、被推薦者に対し、ロータリー目的および会員の特典と義務について説明しなければならない。この説明の後、被推薦者に対し、会員申込書に署名を求め、また、本人の氏名および本人に予定されている職業分類をクラブに発表することの承諾を求めなければならない。	細則第14条第4節
5 被推薦者の承認と選出	理事会	クラブ会員 被推薦者	(被推薦者についての発表後7日以内に、理事会がクラブ会員の誰からも推薦に対し、理由を付記した書面による異議申し立てを受理しない場合) (入会が承認がされたものとして) 細則に定める入会金を納めることにより会員に選ばれたもの(選出)とみなされる。 (理事会に対し異議申し立てがあった場合) 理事会は、次の理事会会合において、この件について票決を行うものとする。入会が承認された場合は、被推薦者は、所定の入会金を納めることにより、クラブ会員に選ばれたものとみなされる。	細則第14条第5節
6 ①入会式 ②情報資料の提供 ③RIへの報告 ④援助会員の指名 ⑤役目の配属	会長 幹事	新会員 RI	選挙後に、クラブ会長は、当該会員の入会式を行い、クラブ幹事は当該会員に対して会員証を発行し、ロータリー情報資料を提供するものとする。 会長もしくは幹事が新会員に関する情報をRIに報告し、会長が、当該新会員がクラブに溶け込めるよう援助する会員を1名指名し、同新会員をクラブ・プロジェクトまたは役目に配属する。	